

# 福島県総合計画審議会 議 事 録

日 時 平成28年9月2日(金)  
13時30分～15時30分

場 所 福島県庁 本庁舎5階 正庁

## 1 出席者

### (1) 総合計画審議会委員 計20名

今泉 裕委員、大泉 太由子委員、加藤 卓哉委員、轡田 倉治委員、久保 美由紀委員、小林 清美委員、塩谷 弘康委員、瀬田 弘子委員、高谷 雄三委員、立谷 秀清委員、中田 スウラ委員、馬場 久一委員、早川 正也委員、早矢仕 恵子委員、東 之弘委員、樋口 葉子委員、土方 吉雄委員、前澤 由美委員、和田 佳代子委員、渡邊 博美委員

### (2) 福島県 計35名

総務部政策監、危機管理部政策監、企画調整部企画調整課長、企画調整部地域振興課長、避難地域復興局次長（復興担当）、文化スポーツ局次長、生活環境部部参事兼生活環境総務課長、生活環境部企画主幹、保健福祉部政策監、こども未来局次長、商工労働部政策監、商工労働部企画主幹、観光交流局次長、農林水産部政策監、農林水産部企画主幹、土木部次長、土木部企画主幹兼土木企画課副課長、出納局主幹兼出納総務課副課長、企業局経営・販売課長、病院局次長、教育庁政策監、教育庁企画主幹兼副課長、警察本部総務課管理官、県北地方振興局企画商工部長、県中地方振興局次長兼復興支援・地域連携室副室長、県南地方振興局次長兼企画商工部長、会津地方振興局次長兼復興支援・地域連携室副室長、南会津地方振興局次長兼企画商工部長、相双地方振興局次長兼企画商工部長、いわき地方振興局企画商工部主幹兼副部長兼地域づくり・商工労政課長

（土地利用計画法 関連5法担当）

自然保護課自然保護課長、農業担い手課主幹兼副課長、森林計画課主幹、森林保全課主幹兼副課長、都市計画課都市計画課長

### (3) 事務局 計7名

企画調整部部长、企画調整部政策監兼企画推進室長、復興・総合計画課長、復興・総合計画課主幹兼副課長（総合計画担当）、復興・総合計画課主幹（復興計画担当）、土地・水調整課長、土地・水調整課主幹兼副課長（国土計画担当）

## 2 議 題

### (1) 総合計画の進行管理について

- ① 政策分野別主要施策の評価
- ② 地域別主要施策の評価

### (2) 福島県総合計画審議会運営規程の改正について

## 3 その他

復興特区制度による土地利用基本計画の一部変更について

## 4 発言者名、発言内容

次のとおり

司会 (佐藤主幹)

——開 会——

今日は、委員の皆様には、ご多忙のところお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます企画調整部復興・総合計画課、佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、定刻でございますので、ただ今から「福島県総合計画審議会」を開催いたします。

司 会  
企画調整部長

——あいさつ——

まずはじめに、企画調整部部長の伊藤よりごあいさつを申し上げます。

皆さん、こんにちは。日頃から福島県の県政伸展のためにご協力いただきまして感謝申し上げます。また、委員の皆様には、7月、8月と、県内8つの地域で開催いたしました地域懇談会に参加いただき、重ねて御礼を申し上げます。

震災から2,000日が経過をいたしました。2,000日という大きな時間の経過の中でも、やはり多くの方々が避難生活を継続されているという本当に厳しい状況にあるのが福島県の現状でございます。6月、7月と、葛尾村、川内村、南相馬市と、避難指示が解除されました。県内の避難指示のある区域が県土の約5%ということで、徐々に縮小している現状でございます。さらに来年の3月には飯舘村の帰還困難区域を除く地域において避難指示が解除されるということがございます。

新年度になりまして、環境創造センターのグランドオープン、あるいはロボットテストフィールド、アーカイブ拠点施設等の整備候補地が決定するなど、浜通りの復興の柱でありますイノベーション・コースト構想も具体化に向けて動きを始めているところでございます。

また、福島県の再生可能エネルギーの飛躍的拡大を目指している中、政府におきましては、福島新エネ社会構想を検討されているところでありまして、近々その構想が取りまとめられるというように聞いております。

国は、来年の3月までに帰還困難区域を除く避難指示の区域を解除するという方針が示されたところでありまして、8月31日には帰還困難区域のあり方について政府の方針が決定されたところであります。帰還困難区域も、従来は除染もしないということでありましたが、復興拠点等を中心に除染とインフラの整備を並行して進めていく、そういう方針が示されたところでございます。今後とも、私ども福島県といたしましては、住民の皆さんが安心して帰還して生活できるよう、インフラの整備、生活サービスの確保、産業・生業の再生、また、避難先で避難を継続される方々に対する支援などにしっかりと取り組んでいく考えでございます。

このような取組を確保するための財源につきましては、7月31日に国と県との福島復興再生協議会におきまして、知事のほうから要望を差し上げたところでありまして、8月31日までの概算要求の中で、概ね国のほうで対応してい

ただけというような話もいただいているところでございます。

今ほどの話はほとんど浜通りの地域が中心になっておりますが、風評あるいは風化など県土全体に及ぶ問題もございます。さらに人口減少の問題につきましては、地方創生の総合戦略を昨年策定したところでございますが、しごとづくり、あるいはひとの流れをつくる、さらには若い人たちの希望をかなえる挑戦といったいろいろな課題が全県的にも山積しているところでございます。復興創生期間が平成32年度までの5年間、そして、総合計画・復興計画の目標年次も平成32年までとなっております。

本日は、総合計画の進行管理を中心にご議論をいただくことになっております。本年度の施策の取組状況の評価は今後の施策の推進、さらには来年度予算の中で、その予算を組んでいく上でも非常に大切なこととなっております。委員の皆様には、それぞれのご専門の立場から、忌憚のないご意見をいただきながら、私どもも県政の中でしっかりと生かしていきたいというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

本日もお世話になります。どうぞよろしくお願いいいたします。

続きまして、当審議会の会長であります塩谷会長からごあいさつをお願いします。

会長の塩谷です。議事に入ります前にひと言ごあいさつを申し上げたいと思います。

先週発表されました復興庁の平成29年度の概算要求では、避難地域12市町村の公共施設復旧などに取り組む「福島生活環境整備・帰還再生加速事業」が、今年度の倍額となる150億円で計上されました。これは、先ほど伊藤部長のお話にもありましたけれども、帰還困難区域を除く避難指示区域が来年の3月で解除されるということのをにらんだもので、今後、避難地域等の復興が加速されるというふうに考えられます。

しかし、それに伴う新たな問題も生じていますし、福島県全体を眺めてみれば、風評あるいは風化の問題であるとか、農産物価格の低迷の問題であるとか、さらには観光事業の停滞の問題であるとか、そうした問題を相変わらず抱えております。この審議会におきましても、昨年度、復興計画の第3次を策定しました。こうした諸状況を踏まえ、今回の審議会が、復興計画、さらには総合計画の進捗状況をチェックする機会ということになります。

あとでもお話ししますが、これまでは、こうした復興計画、あるいは総合計画の見直しというのは、部会そして全体会の2段階で行ってまいりましたが、多様な専門分野から参加されている皆さんの意見をできるだけ反映させたいということで、今回は、この場で集中審議という形でやらせていただくことになりました。皆様には、各専門分野からの忌憚のないご意見をいただき、この審議会が有意義な意見交換・審議の機会となることを望んでおります。皆さん、どうぞよろしくお願いいいたします。

ありがとうございました。

ここで、誠に恐縮ですが、部長の伊藤は公務により退席をさせていただきます。

司 会

塩谷会長

司 会

よろしくお願いいたします。

(企画調整部長退席)

——議 事——

司 会

では、これ以降の進行は塩谷会長にお願いしたいと存じます。

それでは、塩谷会長、よろしくお願いいたします。

塩谷会長

それでは、議事の進行を務めさせていただきます。

議事に先立ちまして定足数の確認を行います。本日は、定員 25 名中 20 名の方が出席されておりますので、本審議会は有効に成立しています。

続きまして、議事録署名人を 2 名選びたいと思いますけれども、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

塩谷会長

ありがとうございます。では、議事録署名人ですけれども、お一方は大泉委員、もうお一方は馬場委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に移らせていただきます。次第に従ってということになりますけれども、議事の 1 は「総合計画の進行管理について」ということになります。先ほども申し上げましたけれども、昨年度まではあらかじめ部会を開催して少数で議論し、その結果を踏まえてこの審議会全体の場でご意見をいただくという形で進めていましたけれども、今年度については、皆様のそれぞれの専門分野から幅広く審議をしていただくということで、委員全員が出席するこの審議会で集中的に審議を行うということを 4 月の審議会承認していただきました。

このあと事務局に説明していただきますけれども、かなり内容が圧縮されていますので、ある程度、区切りのよいところで分けて、質疑応答あるいは意見交換ということで進めていきたいと思えます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

復興・総合計画課長

事務局を担当しております復興・総合計画課の助川と申します。私から、資料 1 に基づきまして、政策分野別の主要施策の評価につきましてご説明をさせていただきます。

こちらの資料につきましては、総合計画の第 3 章「政策分野別の主要施策」と、第 5 章「復興計画の推進のために」の章でございますが、こちらの現状分析、県の取組、今後の方向性について取りまとめを行ったものでございます。内容が多岐にわたっておりますので、会長からもございましたように、3 つに区分けをしてご説明させていただきたいと思えます。まずは 1 ページから 12 ページまで、「ふくしまの礎」の部分と「柱 I の活力」の部分につきましてご説明をさせていただきます。なお、この前提となります福島を取り巻く人口・経済の状況につきましては参考資料 1 にまとめてございますが、こちらのご説明は割愛をさせていただきます。

1 ページをお願いします。1 ページでございますが、「人と地域が輝くふくしま」の 1 番「子ども・子育て」の部分でございます。

こちらの現状分析といたしましては、主な指標といたしまして、合計特殊出生率を取り上げさせていただいておりますが、こちらにつきましては、平成 24 年まで低下傾向にございましたが、平成 25 年以降につきましては上昇基調に転じておりまして、全国的に見ましても高い水準にまで回復をしているという状況でございます。

現在の県の取組としましては、母子の健康支援事業といたしまして、専門医による子育てや健康等に関する相談体制を充実させているところでございます。また、子ども医療費助成といたしまして、18 歳以下の県民の医療費無料化を実施しているところでございます。

今後につきましては、課題 1 のところがございますが、原発事故の影響等に不安を持つ方が多いということから、引き続き、福島で結婚・出産・子育てを考える方が安心できる環境づくりを進めてまいります。

2 番の「教育」でございますが、こちらは学力につきましては、国語、数学とも全国平均を下回っている状況にあり、体力につきましては、震災・原発事故後、男女とも低下傾向にございましたが、平成 25 年ごろから回復基調にあるという状況でございます。

現在の取組としましては、理数教育の充実事業、地域でつながる家庭教育応援事業、体力向上総合プロジェクト、放課後いきいき活動支援事業などに取り組んでおるところでございます。

今後につきましては、学力の向上のための授業の改善、教員の指導力の向上、また、体力につきましては、学校・家庭・地域が一体となった体力向上の取組を進めていくこととしております。

3 ページにまいりまして、「まちづくり」の部分でございます。こちらで取り上げさせていただいておりますのは地域づくりの総合支援事業、こちらは地域づくりを推進する民間団体あるいは市町村等への補助件数を表したものでございますけれども、実績値を見ますと、民間団体や地域住民、市町村に対する地域の活性化の取組の支援を着実に重ねてきている状況でございます。

県の取組といたしましては、この地域創生総合支援事業に加えまして、中心市街地商店街活性化推進事業といたしまして、空洞化が進行しております商店街の活性化のため、各商店会等が空き店舗を活用して商店街の魅力向上を図る取組に対しまして、賃借料等の支援や助言を行っているところでございます。

今後につきましては、まちの中心でございます小学校の廃校、商店街の空洞化等で地域コミュニティの維持が難しく、まちの活力の低下が懸念される課題がある状況におきまして、官民協同、地域連携のもと、民間活力を最大限に高め、地域資源を活用した魅力あるまちづくりに努めてまいります。

NPO やボランティアと県との協働事業数を見ますと、一度は震災の影響によりまして激減をしたという状況がございましたが、復興支援等に取り組む NPO 法人が増加したことを受けまして、事業数は目標値を上回っての増加傾向にございます。県内の NPO につきましては、組織基盤が成長過程である法人が多く、財政面、人材面に関するサポートが引き続き必要であり、NPO 法人等の活動基

盤及び協働推進体制の強化に取り組む必要があると認識をしているところでございます。

5ページをお願いします。「過疎・中山間地域」でございます。過疎地域の人口減少・高齢化を見ますと、県の全体平均を上回って進んでおります。県土の8割を超える過疎・中山間地域におきまして、過疎化・高齢化の進行に加えまして、震災の影響等により地域活力低下が深刻になっている状況でございます。

こちらにつきましては、地域おこし協力隊支援事業等を通じまして、地域外の若い力を新たな担い手として受け入れ、定住を促進するため、引き続き働く場と住居の確保など受入体制の充実を図ってまいります。また、県内外の大学生が過疎・中山間地域の集落を定期的に訪問する事業等によりまして、外からの知恵を積極的に活用し、地域住民の内なる知恵と結びつけて地域の活性化を図る方向性としてございます。

次に「活力」の部分に移らせていただきまして、7ページをお願いいたします。7ページの1番、「農林水産業」についてでございます。産出額につきましては、農業・林業算出額とも震災以降、大きく落ち込みまして、回復基調にはあるものの、震災前の水準までには回復していない状況です。沿岸漁業の産出額は、試験操業が続いておりまして、漁業再開（本格操業）には至っていない状況です。

県の取組といたしましては、元気な産地づくり支援事業ですとか畜産競争力強化対策事業等に取り組んでいるところでございますが、加えまして、地域産業の6次化による高付加価値化の支援等の取組を強化してまいります。また、林業・木材産業の再生、漁業の本格操業再開に向けた支援を継続して行ってまいります。

農林水産物の海外向け出荷額につきましては、やはり震災の影響によりまして輸入規制があるということで、海外向け出荷額は震災前の水準までには回復してございません。輸出促進に向けまして、安全性を含め、戦略的なプロモーション活動を展開しますとともに、モニタリングの検査を5カ国語で海外向けに公表して情報発信を行っているところでございます。

今後につきましても、引き続き国と連携しながら輸入を制限する国々へ働きかけを行ってまいります。また、生産者団体等への支援も積極的に推進をしてまいります。

2番の「商工業・サービス業」でございますが、製造品出荷額等につきましては、震災前を超過する水準まで戻っている実績値となっております。また、工場立地件数につきましては、ピークであった平成24年、25年に比べまして、平成26年、27年は減少はしておるものの、27年度につきましては前年より10件増加をしているという状況です。補助金の採択等の状況から、今後も多くの届け出が見込まれる状況でございます。

現在の取組といたしましては、新增設を行う企業に対しまして、初期投資の費用を一部補助をします企業立地の支援事業、被災しました中小企業等の復旧・復興の支援事業、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する国内初の拠点「ふくしま医療機器開発支援センター」を郡山市に整備しておりまして、本年11

月に開所の予定です。

今後につきましても、企業立地補助金、さらには優れた立地環境など、情報発信を強化していくこととしております。

9ページをお願いします。4番の「雇用・産業人材の育成」のところでございます。有効求人倍率につきましては、全国の平均値と比較しまして高水準で推移をしております。また、新規高卒者の県内就職率につきましては、県内企業の求人増加によりまして高水準となっているものの、近県との比較では低い傾向にございます。高校生の離職率につきましては、依然として全国平均よりも高い状況にございまして、求人につきましては高水準であるものの、震災復旧関連が多く、業種間や地域間でのミスマッチが解消されていないという課題がございます。また、離職につきましては、インターンシップ支援やキャリア教育など、職業を検討する段階から職業訓練などのスキルアップ、さらには就職後1年目の相談体制の構築など、切れ目のない支援を行っていくという方向性としてございます。

「観光・交流」と「交通・物流基盤」については記載のとおりでございまして、1回目の説明につきまして以上でございます。

塩谷会長

ありがとうございました。今ご覧いただいた資料1ですけれども、総合計画の各主要施策について、それぞれの現状を分析し、対応する取組と実績をまとめて、右のほうに流れていきますけれども、主な課題と今後の方向性をまとめた資料となっています。今日もかなり資料が多いのですけれども、参考資料の2と3との関わりについて一言触れていただけますか、

復興・総合計画課長

参考資料の2と参考資料の3でございますが、参考資料の2につきましては、総合計画の各施策では、それぞれの指標を定めさせておまして、その指標の進捗状況を一覧でまとめさせていただいたものでございます。参考資料3は、後ほどご説明を申し上げますが、復興計画の重点プロジェクトとそれらの取組状況についてまとめたものでございます。

塩谷会長

こちらの参考資料2にもありますけれども、指標はかなり数も多いことから、その中からいくつか代表的なものをピックアップし、場合によってはこれ以外の指標も使いながら資料1で現状分析を行っております。それから、資料1の指標の評価というところでA B C Dというふうにありますけれども、平成27年度の達成状況ということで、目標値に対する実績値の割合で評価を行ったものを記載しております。

今日の議論ですけれども、この現状分析であるとか取組等についてもいろいろご質問を出していただきたいと思うのですけれども、主として、ページの右端にあります「課題」と「方向性」、例えば“課題についての認識がこれでよいのか”、あるいは、“今後、県が目指すべき方向性はどうか”などについて、できるだけご意見をいただければというふうに思います。ここで出されたご意見は、来年度の県の事業にも反映していくという形になりますので、皆さんから積極的なご意見を賜ればというふうに思います。

それでは、いったんここで区切りまして、ご質問、あるいはご意見がありましたらよろしく願いいたします。

大泉委員	<p>今、ご説明があった中で、5ページになりますが、5番の「過疎・中山間地域」のご説明の中で、地域づくり計画策定件数ということで指標を挙げていただいております。その前に、地域づくり計画の主体はどこなのかということをお聞きしたいと思います。というのは、これからいろいろな地域課題が山積する中で、行政だけではそれを解決していけないというふうになったときに、地域コミュニティ単位で自らの課題を把握して解決の方法を考えていくような、そんな取組がこれからは重要になると思います。ですから、むしろそういった単位での、総務省では「地域運営組織」という言い方をしていますけれども、その辺も含め、まち単位になった計画づくりなのかということをお答えいただけたらと思います。</p>
塩谷会長 地域振興課	<p>ありがとうございます。</p> <p>地域振興課です。この計画づくりにつきましては、こちらの資料の6ページのところにありますとおり、地域創生総合支援事業の中に、過疎・中山間地域集落等活性化枠と地域資源事業化枠というものを設け、その中で計画づくりを集落等で積極的に進めていただくためのものがございます。昨年は、過疎・中山間のほうが5件、地域資源事業化というのは収益事業、主に産学官が一体となって事業を立ち上げ、その中で計画をつくられたものが1件、計6件ということで、その地域で行う計画づくりなり事業化の計画などを積極的にサポート・支援していきたいということで進めているものがございます。</p>
大泉委員	<p>そうしますと、支援事業に手を挙げた地域での計画ということでしょうか。わかりました。そこに限らず、地域全体、こういった自分たちの地域を今後どうするかというビジョンとかプランを計画に落とし込むというプロセスがこれから大切になるのではないかとということでご質問させていただきました。</p>
久保委員	<p>今、説明があったような計画というのは、これから市町村が地域福祉計画等を必ず策定しなければいけないというようになっていて、もう既に策定しているところもありますし、これからというところもあるかと思います。併せて、社会福祉協議会等の地域福祉活動計画というのと一体的につくるというふうな話も出ていますが、そちらのほうとの関連性みたいなものというのはどんなふうになっていくのかということをお伺いできればと思います。というのは、計画だけあちこちでつくっていても、整合性なり、いくつもつくらなければならないという状況になってくれば、当然ばらばらの計画になってしまうというところもありますので、その辺の関連性だとか今後の方針みたいなものを教えていただければと思います。</p>
地域振興課	<p>全体の方針についてはあとで答えていただきたいと思いますが、こちらの地域創生総合支援事業の中の過疎・中山間地域というのは、集落そのものが過疎・中山間地域の人口が減少している中で、その小さい母体とする集落としてどうしていくかというのを考えていただくためにつくっている制度でございます。今、委員からご質問があったような全体との整合性というよりは、地域に自ら考えてもらうような制度として、今、私が説明しているのは、その過疎・中山間の集落活性化について制度として設けるものがございます。</p>

塩谷会長  
保健福祉部

福祉計画との関係で何かいただけますか。

保健福祉部でございます。福祉の問題が出てまいりましたので、保健福祉部としての考え方を少し申し上げますと、今、地域包括ケアシステムをつくっていくとか、そういった取組も各市町村、自治体のほうで進められていると思います。

そうするときには、理想とするところは、各基礎自治体の中で、ご自分のところの課題にはどんなものがあるかというのを把握しながらつくっていただいていると我々は理解しております。介護・医療の問題も、実は地域づくりに密接にかかわり合っていると私どもは思っております。したがって、地域づくりの各自治体の計画をつくる中でも、当然、福祉サイドの視点も入れていただきながら、全体として地域が今後どういうふうにしていくのかというようなことを踏まえて策定していただいていると保健福祉部サイドのほうでは考えております。補足で説明させていただきました。

塩谷会長  
土方委員

ほかにいかがでしょうか。

5ページ目が大変気になったところなのですが、5ページの6番目です。いろいろな指標の評価ということになっているものもあればないものもあるわけです。特に6番については、いずれの指標も評価が下せないということになっていまして、特に人口については、前にも言ったかと思いますが、いろいろな計画の基礎になる部分ですので、ある程度、目標値というものを定めないと、なかなか各種施策あるいは各種事業、そういったものの計画というものがなかなか立ち行かないのではないかと感じます。特に課題1とか方向性1のところにもありますように、今、医療・福祉のこともあったのですが、どの程度の生活サービスかというものも人口がベースになるのだらうと思ひまして、確かに卵が先か鶏が先かという問題もあろうかと思いますが、やはり、ある一定の目標値で、この政策そのものの評価ができるようにしておくべきではないのかなと感じておりまして、その辺はおそらく県の役割だらうと思ひます。

なかなか、それぞれの自治体で目標人口というのは立てにくいというところもあるのだらうと思ひますけれども、実際の事業計画では、そういった基本のフレームがきちんとしていないと、いつまでにどの程度のものをとということがなかなか計画としてできないだらうと思ひます。原発事故が人災だということもあるのですが、それに甘えた形で、何でもとにかくある一定の水準まで達しなくてはいけないというものなのか、あるいは、想定人口によっては最終的なインフラなり生活サービスなりが大きく変わってくるのだらうと思ひますので、その辺をどういうふうにか考えるかということ、基本的な部分を教えていただければと思ひます。

復興・総合計画課長

5ページのところの指標の関係でございますが、こちらの指標は、総合計画の中で「増加を目指す」などのように定性的に目標値を定めているため、このような記載とさせていただきます。そもそもの総合計画の中で各年の目標値が定められていない指標もございますので、そういったものは「－」といった形で記載をさせていただきます。

また、昨年度、人口減少の地方創生の総合戦略というものを定めてございます。

こちらは、総合計画の実行計画として位置づけられるものでございますけれども、こちらの中では、県全体としての人口につきましては2040年に160万人程度を目指すというようなことで定めさせていただいております。また、各市町村の部分につきましては、やはり各市町村の部分県が定めるということにはなかなかいかないものですから、県といたしましては、現状で推移した場合にはこのくらいの人口になるというような指標を地方創生の総合戦略の中で予測（推計）しまして、それぞれの市町村におきまして、各市町村の目標人口というものを定めている状況でございます。

土方委員

これは避難指示もある自治体においては、政治的な問題もあるのでしょうかけれども、なかなか目標人口というのを定めていないですね。復興計画にも定めていないです。ただ、わかっているのは、いろいろなアンケート、復興庁と自治体がやっているアンケートなどでは、もう既に戻らない、あるいは移住先・避難先で持ち家を持っているというのが相当数増えています。ということであれば、その町に最終的に戻ってくる人数というはおおよそ予測できるのですけれども、それを個々の自治体で出せといてもおそらく出さないとします。そういった形を調整するのが県の役割としてあるのかなと思うのですが、そこまでは県としての責任はないという形なのか。ただ、そういったものをベースにしていろいろな事業が動いていますので、先ほど言いましたように、個々の計画が基本的には人口をベースにしてやっているのだらうと思いますので、もっと税金をうまく使うとか効率的に使うとかということを考えるのであればちょっと、というところがどうも疑問として残るということです。

塩谷会長

避難地域復興局

ご意見として頂戴しますが、何かありますか。

避難地域復興局でございます。今ほど、6番の「避難地域の居住人口・帰還人口」のところのお尋ねでございますけれども、ご存じのとおり原子力災害による避難指示は、国からの指示でありまして、いつごろ解除されて、帰還困難区域の方針も今まではどういった方向になるのかということが不明の部分がありました。このため、いついつまでという目標を立てづらいという状況がございました。住民の方に希望を持っていただくためには、目標なりを立てなくてはならないというところは、それは十分にわかっておりますが、なかなかそういった避難指示の解除等を総合的に勘案して目標値を立てるとというのがなかなか難しいということがございました。

ただ、国からは帰還困難区域の今後の方針が出たところであり、また、来春3月を目指して居住制限区域と避難指示について、解除を進めるという目標が示されているところでございます。各町村においては、それぞれ復興に向けての様々な計画を、地域の住民、または専門家を交えながら、検討をしながら構築しているところでございます。

さらに付け加えさせていただきますと、もともといらっしやった方以外の方も、イノベーション・コースト構想やその他の産業振興、そういったことも含めて、新しい方もこの避難地域が解除されたところに呼び込む、そういったこともいろいろ勘案しながら、この避難12市町村の復興を今後図っていくと、そんな

<p>塩谷会長 和田委員</p>	<p>過程でございますので、ご了解いただければと思います。 よろしいでしょうか。ほかにかがでしょうか。 9ページの「再生可能エネルギー」のところですが。再生可能エネルギーの導入量というのが原油換算ということで表になって出されておりますけれども、こちら、指標の評価はされてはおりません。再生可能エネルギーと申しましても、いろいろな種類がありまして、総合計画の中では、それぞれの発電の、例えば太陽光とか風力、水力などによって、ポテンシャルというのが表されていると思うのですが、それぞれの達成状況というものをどこかで、参考資料でもなんでも結構ですので、お示しいただけると、今後の状況、どのようになっていくかというのがわかりやすいのではないかなというふうに考えました。おそらく、太陽光発電は増えているとは思っておりますけれども、想像でございますので、その辺のところはなかなか見えてこないもので、その辺の表示をなんとか工夫していただければありがたいなというふうに思います。</p>
<p>塩谷会長 復興・総合計画課長</p>	<p>以上です。 ご意見ありがとうございました。 それぞれの再生可能エネルギー関係の資料でございますが、本日、持ち合わせてございませんので、後ほど確認の上、提供させていただきたいと思っております。</p>
<p>和田委員</p>	<p>よろしく申し上げます。 これは、委員の方に提供していただくこととなりますけれども、県民の方が見られるような形になるのでしょうか。</p>
<p>復興・総合計画課長</p>	<p>こちらの資料につきましては、委員会終了後、ホームページ等で公表いたしますので、その際に追加資料というような形、あるいはわかるような形で掲載したいと考えております。</p>
<p>塩谷会長</p>	<p>よろしく申し上げます。 ほかにかがでしょうか。</p>
<p>和田委員</p>	<p>3ページの3番「文化・スポーツ・人々の活躍の場」というところ、県民カレッジ受講者数のところのグラフでお尋ねします。目標値の部分ですけれども、ちょっと低いのではないかなと思って眺めていました。人口がだんだん少なくなっていくという要因の中では、やはり地域とのつながりというのが希薄になってきた部分があるかと思っております。子どもたちが、自分の住んでいる、自分が生きている地域に愛着を持って育っていただくことで、いずれは戻ってきていただければ一番人口増加にもつながるし、地域によりよい文化とか、そういったものも理解した上で発展に協力してくれるのではないかなと思っております。 そのためには、やはり、子どもたちからの教育が重要なと思っております。教育には、学校の勉強の教育もあれば、地域の人々からの教育、それから親御さんからの教育ということが子どもたちにはとても大事なのだろうと考えております中で、やはり地域の方々との出会いであったり、いろいろなことを共にしていくということは、やはりこういった場づくり、地域の人々の交流の場づくりというのがとても大事だし、それに加えて知識の向上ということで、生涯学習の場づくりというものをもう少し今後高めてもいいのではないかなというふうに思っ</p>

文化スポーツ局	<p>たので質問をしてみました。この数値の目標値について教えてください。</p> <p>文化スポーツ局です。委員ご指摘のように、震災以降、特に生涯学習を進めて、県民の皆さんもそういった学習を通じて、復興も含めてですが、いろいろな社会にかかわりを持っていただくことは重要だと思っております。</p>
塩谷会長	<p>指標につきましては、ご指摘のところに関しましては今後検討させていただきますが、今、県だけではなくて、いろいろな連携機関とともにさまざまな連携事業、県民カレッジの対象事業を増やしておりますので、できるだけ多く県民の皆さんに参加していただけるような機会をつくっていきたいと思っております。</p>
今泉委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>連合福島の今泉でございます。資料7ページの2番目、「商工業・サービス業」というところですが、先日も報道がありましたように、小名浜に大型ショッピングセンターができるということで、既に工事が始まったようではありますが、こういった大型ショッピングセンターがいいのかどうか私はわかりませんが、かなりの大規模な商業施設ということになりますと、もともと県で持っている条例、6,000平米という条例があると思いますが、小名浜以外にもいくつか同様の施設を誘致したいという動きがあるようなのですけれども、そういったものが今後どうなっていくのか、確かに商業圏もかなり広域化しておりますし、県外にもかなり購買が逃げているということも数字的に聞いておりますけれども、そういったことを踏まえて今後どうしていくのかということを知りたいと思います。</p>
塩谷会長 商工労働部	<p>2つ目は、9ページの4番、「雇用・産業人材」のところでありまして、いわゆる第四次産業革命といわれているものがより具体的に進もうとしておりますし、現在もどんどん進めると業界のほうではいわれております。ICTの取組であったり、最近では大変話題になっております人口知能AI、そういったものがどんどん進みますと、地方への影響ということになりますと、私どもの組織としても非常に懸念しているところがあるのですが、そういったものに対する、いいか悪いかは別にして、やはり人材育成、あるいは能力アップのための教育ということもいくつかの機関のほうから話を聞いておりますし、県としてそういったことを具体的に何か考えがあれば聞きたいと思っております。なければ結構であります。</p> <p>以上です。</p> <p>2点、ご質問ということで、お願いします。</p> <p>商工労働部、政策監の玉根でございます。今の大規模小売店舗法に関してお話があったところでございますが、抽象的なお答えになるかと思っておりますけれども、当然、大規模小売店舗法に従いまして、それを適切に県としては運用しながら、また、予定されていることがあれば、そういった小売店舗の集積、生活環境の保持などに努めながら対応してまいりたいと考えております。</p> <p>もう一つ、今、新しい産業ということでございまして、技術革新が日進月歩の</p>

中、今言ったような様々なものを創造する産業が出てきておりますが、これにつきまして、やはり本県は、輸送用関連も含めましてものづくりということの地盤もあることから、そういった産業にも対応しながら、なんといっても人材育成、それに対応できる人材育成が必要でございますので、テクノアカデミー等も含めまして、全体として人材育成について企業様あるいは関係団体と協議をしながら対応してまいりたいと考えております。

塩谷会長

ありがとうございました。

それでは、ほかの論点もありますので、説明を続けていただいて、もしありましたら、また最後にご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

復興・総合計画課長

それでは、続いて「柱2」と「柱3」についての説明をお願いいたします。

続きまして、13ページから22ページまで、柱の2「安全と安心」の部分と、柱の3「人にも自然にも思いやりにあふれた」の部分についてご説明をさせていただきます。13ページをお願いいたします。

2番でございますが、医療の部分でございます。医師数につきましては、双葉地域を中心に引き続き全国平均を下回っている状況でございます。また、看護職員の数につきましては、全体としては増加傾向にございますが、50歳未満の看護職員は減少傾向にある状況です。相双地域では、看護職員数が大きく減少しております。

そういった中、県としましては、医療機関等が行う医療人材の確保等を支援する医療人材の確保事業、復興を担う看護職の進学・就職活動及びキャリアアップの支援、また、浜通り地域の医療機関が看護職員の確保に取り組む際の経費を補助を行います看護職の人材育成支援事業等に取り組んでいるところでございます。

今後の方向性につきましては、医師につきましては、県外医師の招へいや、医師への研究資金の貸与などインセンティブを付与しますとともに、看護職員につきましては、各養成所や医療機関と協力をいたしまして、県内定着率の上昇に努めます。また、避難地域につきましては、二次救急医療機関の整備に取り組みますとともに、郡立診療所の開設等の準備・調整の迅速化を図ります。双葉の准看護学院の再開準備、診療連携体制の確保などに取り組んでまいります。

15ページにまいりまして、3番「介護・福祉」の分野でございます。介護保険の要介護に該当する高齢者の割合につきましては、避難の長期化によります生活環境の変化などによりまして増加傾向にございまして、目標をやや上回る数値となっております。また、介護老人保健施設の定員につきましては、相双地域の3老健施設が震災・原発事故による休止に指定期間が終了したため、平成25年から26年度にかけて300人分の定員減となっております。建築費用の高騰や職員の確保が難しいことから、整備が遅れている施設が見受けられる状況にございます。

現在、県の取組といたしましては、社会福祉施設の整備ですとか、介護福祉士等の養成施設の整備に伴います備品購入の一部補助を行いますとともに、福祉・介護人材不足の解消を図るため、福祉人材確保推進プロジェクト事業に取り組ん

でいるところであります。今後とも、市町村や医師会、関係団体等との連携・協力体制の構築に努めてまいります。また、人材のマッチングや職場体験、介護業務のイメージアップなどにも取り組んでまいりたいと考えております。

4番の「日常生活の安全と安心」の項目でございます。モニタリングの結果の表でございますけれども、玄米の基準値超過数が平成27年産はゼロとなるなど、品目ごとの基準値超過数は着実に減少してきている状況でございます。モニタリングに加えまして、学校給食、こちらもモニタリングを行っているところでございます。また、風評・風化の払拭に向けましては、県の内外に向けまして消費者風評対策事業に取り組んでいるところでございまして、今後につきましては、米の全量全袋検査をはじめとします安全確保の取組の効果的な情報発信や、食と放射能に関する正確な知識の普及・啓発に取り組んでまいります。

次のページの5番、「原子力災害対策」の取組でございますが、こちらにつきましては、市町村の除染地域における除染実績、住宅の部分につきましては、実績値が、平成27年度末でございますが、88.6%と、住宅などの除染が着実に進んできているところでございます。現在、市町村の除染対策支援事業、あるいは中間貯蔵施設等周辺地域安全確保の事業に取り組んでおりますほか、この夏には、下のところでございますが、県民が将来にわたり安心して暮らせる美しく豊かな環境の創造のための総合的な拠点といたしまして環境創造センターを整備したところでございます。

今後につきましては、中間貯蔵施設事業の着実な実施に向けまして、大熊・双葉両町への職員駐在や、国への職員派遣を継続するとともに、引き続き国に対しまして地権者への丁寧な説明と寄り添った対応を求めてまいります。

次に「思いやり」の部分でございまして、柱の3番でございますが、12ページをお願いいたします。1番の「人権の尊重・男女共同参画社会」についてでございますが、民営事業所の管理職における女性の割合につきましては全体的に増加傾向でございまして、40～50歳の女性管理職の割合が増加したことなどによるものでございます。県といたしましては、女性活躍促進事業といたしまして、知事を代表といたします「ふくしま女性活躍応援会議」を設置しまして、官民一体となった環境整備を進めますとともに、女性の活躍についてポータルサイトを活用し情報発信をしているところでございます。今後とも男女がともに多様な生き方や働き方をよりいっそう選択できるように取り組んでまいります。

2番の「思いやりと支え合い」でございます。生活保護率につきましては、全国平均に比べまして低位で推移をしている現状でございます。また、保護率につきましては横ばいの傾向が続いております。今後につきましては、生活保護の適正な実施に努める一方、被保護世帯の自立を支援するため、子育て世帯や母子世帯に対する支援を充実させ、自立支援に関する取組を進めてまいります。

また、「心のケアセンター」の年間相談件数につきましては、震災直後の平成24年度と比べまして減少はしていますものの、相談の背景が居住環境の変化から健康や家族関係といった個人の問題に移ってきておりまして、継続的かつ細やかな支援が必要であると認識してございます。今後も、「心のケアセンター」や

	<p>「ふくしま子ども支援センター」などを拠点といたしまして、各団体とも連携した訪問活動や人材育成・研修会などを通じました支援を継続的に進めてまいります。</p> <p>柱の2番の「安全と安心」、柱の3番の「思いやり」について、説明は以上でございます。</p>
塩谷会長	<p>ありがとうございました。すべてではなくて、重要なところ、主要なところをピックアップして説明していただいていますけれども、説明がなかったところも含めてご質問あるいはご意見をいただければと思います。よろしく願います。</p>
今泉委員	<p>連合福島の今泉でございます。17ページの6番「大規模災害対策・危機管理体制」というところなのですが、11ページの6番の福島空港との関係もあるのですが、内容は県内の防災あるいは減災ということに関しては理解しておりますけれども、一方で、福島空港自体を防災空港化するという考えについてあるのかないのか、そういったことがもしあれば聞かせていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
塩谷会長	<p>防災空港化というお話ですけれども、具体的にもう少し言っていただくと、例えばどういったことでしょうか。</p>
今泉委員	<p>大きな災害になれば、当然、支援物資等を運ぶ作業も出てきましようし、もうひとつは、空港自体が防災化ということになれば、備蓄倉庫ということも必然的に迫られるだろうし、そういったことがもし検討の中にあればということでの質問であります。</p>
観光交流局	<p>観光交流局でございます。福島空港につきましては、先の大震災のときにも様々な防災・緊急物資の中継地としても機能したところでございまして、その機能が見直された部分もございまして、地元も含めまして、防災機能拠点としての整備というものを求める声は実際にはございます。そういった動きを踏まえまして、県としましても、国土交通省とこの点については協議を進めております。今ご指摘がありました備蓄の件につきましても、また設備の点につきましても、相当の費用のかかるものでございますので、国と協議を続けているところでもございますが、非常に災害の発生が不確定な見通しの中での常時の体制構築という部分につきましても、なかなか国のほうの対応というものは難しい中で協議を進めているという状況でございます。なお、こういった声を引き続き国に対してはつないでいきたいというふうに考えております。</p>
塩谷会長	<p>よろしいでしょうか。現状についての説明ということでございました。</p>
土方委員	<p>参考にお教えいただきたいのですが、13ページの2番の医療の指標であったり、いくつかあるのだらうと思うのですが、双葉については、やはりこれは人口10万人に対してどのくらいの値かという形でこれは出ていると思うのですが、双葉の人口の母数はどういった人口値なのか、そこをちょっと教えてください。</p>
保健福祉部	<p>保健福祉部でございます。医療関係の医療従事者の人口対比の母数については、わかる範囲の最新の国勢調査をベースにしているかと記憶しております。な</p>

<p>土方委員 保健福祉部 土方委員</p>	<p>お、ここは確認をいたしましてもう一度ご報告させていただきますが、手元の一番の国勢調査なり人口動態調査で公になっているものをベースにしておりますので、例えば、住居地がこちらにあるのだけれども住民登録していないとか、逆のケースとか、そこを細かく把握しているわけではなくて、最新の一番の公な人口動態をベースに母数にしているということでご理解いただきたいと思います。</p> <p>国調と考えていいのですか。</p> <p>そういうことです。</p> <p>興味があるのですが、これは何万人が母数になっているのかあとで教えてください。</p>
<p>保健福祉部</p>	<p>詳細のデータにつきましては、委員の皆さんに共通するものだと思いますので、審議会の会長様のほうに、事務局のほうとも相談いたしまして、提供させていただきたいと思います。</p>
<p>土方委員</p>	<p>先ほど言ったことと関連するのですが、やはり人口というのは基本になる指標です。ですから、その人口についてのある程度の目標値というのはそれぞれの地域でおそらく求めておかないと、こういったものもそれぞれのデータなり指標によって母数が違うといったら、これはおかしな話ですので、ぜひ、その辺の調整といいますか、整合性といいますか、わかるように、県民にわかりやすく示すということが結構重要だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。</p>
<p>久保委員</p>	<p>すみません。いくつか中身等を確認させていただきたいところがあるのですが、まず、16ページの3の県の取組のところですが、1つ目が社会福祉施設整備事業のところ、障がい者の福祉施設ということで、社会福祉施設全般ということではないのかなというふうの下の方の文章を見ると読めるので、これは社会福祉施設というふうに言っているのか何を指しているのかというのを確認させていただきたいというのが1点目です。</p> <p>2点目としては、その斜め下になりますけれども、介護福祉士等養成施設整備とありますけれども、今、県内等の介護福祉士の養成施設もかなり定員割れしているという話を聞いているので、定員割れしているところに、さらに養成施設をつくらうというふうな話としてこれが出ているのかどうかということがわからなかったもので、確認として2つ目です。</p> <p>それと、その課題2のところ、挙げられている福祉・介護の人材不足ということについてはそのとおりだと思うのですが、その背景にある事柄ということが、これは全国的によく言われている中身が挙がっていますが、福島県の場合にはこういったような背景があつて人材不足等が起きているというふうなデータ・資料等はどこかにあるのでしょうかというところが3つ目の話です。課題分析というところを間違えれば、当然、方向性も変わってきてしまいますので、その根拠になっているところが、本当にこれを出すものがどこにあるのかというのがわからなかったというところがあります。</p> <p>それと、20ページの「思いやりと支え合い」の項目の課題1の方向性のところで、生活保護世帯の自立を支援するというところで「子育て世帯や母子世帯に対する」というところが挙がっていますが、現状、福島の場合の生活保護の</p>

被保護世帯の世帯分類というか類型別分類というのはどういう割合になっているのかということが少しここではわからないので、はたして子育て世帯や母子世帯というところがターゲットになっているという話なのかどうかというところの判断がここはできないところがありましたので、その累計のデータなり何なりというのを教えていただければなと思ったということです。

そして、最後になりますけれども、その下の課題2のところの方向性のところですが、下から2行目のところに「訪問活動や」というふうにあるのですけれども、この訪問活動というのは誰が行う、どういう人が行うということで想定されているのかということがここには一切出てこないものですから、その辺はどういったことを想定されてこの方向性を書かれたのかということをお教えいただければと思います。

以上です。

塩谷会長

ありがとうございました。5点ですけれども、まずは12ページの介護・福祉にかかわっての3点について回答をお願いします。

保健福祉部

保健福祉部でございます。まず、1番目の社会福祉施設整備の事業の中で、社会福祉施設の整備を行うといった場合に、これは県では社会福祉施設全般、障がい者施設だけではなくて社会福祉施設全般に対しての補助事業を持っておりますので、対象は幅広くとっていただければと思います。ただ、この文言上、「障がい者の地域社会への移行促進」というような文言が書いてあるものですから障がい者だけと限定的に捉えがちかもしれませんが、社会福祉施設全体として補助事業を持っておりますので、そういうことをご理解をいただければと思います。

それから、福祉・介護の人材不足の問題でございますが、これは、一般的にいわれている介護部門の処遇の問題ですね、給料の水準とかが低いということがあってなかなか人が集まらないということで人材不足という背景も福島県の場合はあてはまるかとは思いますが、ただ、それ以外にも、我々、各事業所様からのお話を聞くと、定着するためには、人間関係の問題でありますとか、施設に入ってからご自分がどういったキャリアパスを取れるかとか、そういった将来の見通しなども必要だというようなことがあって、働く職場環境にいろいろ問題があつて離職率が高まって人材不足に陥るというようなことも聞いておりますので、そういった対応についても考えていかなければいけないと思っております。

生活保護の現状の世帯分類について、細かいデータを今は持ち合わせておりません。ただ、対策として子育て世代でありますとかひとり親世帯を中心にここは書いてありますが、実際は高齢者の方で所得水準が低くなって生活保護に陥っているケースもあると聞いておりますので、ここについては少し宿題といたしましうか、その分類について細かいデータを別途提供させていただければと思います。

それから、「心のケアセンター」でいろいろ訪問活動を行っている、その訪問していただく主体ですけれども、専門家の臨床心理士の方とかそういった方に行っているケースもございます。あるいは、そういったノウハウのある方を心のケアセンターで雇いまして、例えば保健師さんでありますとか、そうい

塩谷会長	<p>った方もこちらで雇用して、訪問活動をしていただいているというような状況でございます。</p>
保健福祉部	<p>あともう1点、介護福祉士等については定員割れをしているところもあるということですが。</p>
塩谷会長 前澤委員	<p>失礼しました。委員ご指摘のとおり、現在、県内の養成施設の定員状況を見ますと、定員割れをしているところがたくさんあると理解しております。ただ、今回、地域ごとに見ますと、例えば県南方部のところで介護福祉養成施設をつくりたいというような民間の社会福祉関係の団体さんからの申し出があって、今、建設に向かっているというところなので、そこについては県のほうとしても、人材不足、介護人材の確保という観点からすると、設備等について一部支援をさせていただくというようなことで取組を進めているところでございます。</p>
	<p>まとめて回答をいただきましたけれども、よろしいでしょうか。</p>
	<p>13ページの「安心と安全」の医療の部分のところで、看護職員が全体的に年齢的に50歳以上の方たちの活躍で今医療が支えられております。それから、看護学校で養成したところで、社会的経験がないとすぐ折れてしまったりするので、ちょうど中堅がない状況であると思います。ずっと何年も言われていて、具体的な施策とか取組が見えてこないの、地域的にも医療従事者の取得に関しては決して安心・安全につながっていないので、もっと具体的な計画を挙げていただきたいなと思っています。</p>
	<p>それから、「思いやり」の2のほうの、先ほど久保委員も言われましたが、心のケア事業で、訪問活動とあるのですが、これも医療職のひとつ、それから保健師さんの活動の範囲の広さからいくと、全然手が足りていないと思います。外部から心のケアで相談員を配置しても生活に密着した支援ができていないことから、養育訪問支援事業の強化などをしていいのかなと思っているのですが、現場の保健師さんとか医療職の方が手いっぱい強化ができない状況で、よりそこを強化していくためにどうしたらいいかも考えていただけたらいいなと思っています。</p>
	<p>以上です。</p>
塩谷会長 保健福祉部	<p>2点ありました。</p>
	<p>保健福祉部でございます。まず、看護職員の確保の問題で、中堅のところに看護師さんが足りなくて、当然、夜勤のできる看護師さんが少なくなっていて、それ以外の方に相当負担がかかっているという現場の声を私どもも聞いております。なかなか即効性はないのですが、まず、長期的に見たときには、できるだけ看護職を目指していただく方をまず病院側のほうで確保していただくということと、それから、定着に向けた取組をしていただきたいと思いますということで、病院に勤務してから、あまり経験のない方がいきなり難しいこともできないでしょうから、そのレベルに合ったスキルが確保できるような各病院での研修を実施させていただくようにするとか、ワークライフバランスに沿った形で看護師さんの勤務条件とかそういったことを考えていただくように、管理者の意識改革に向けた研修とか、そういったことも行っています。</p>

また、なかなか即効性はないのですが、特に相双地域等につきましては、ある程度ベテランの方が直接こちらのほうに来ていただけないかということで、県としてはやはり経済的なご支援しかなかなかできないところがありますので、各病院さんのほうで県外から看護師さんにこちらに来ていただくときに、諸経費を支援する、家賃の問題でありますとかそういったことがありますから、そういったことを支援するような取組は進めてございます。委員のご指摘のとおり、なかなか即効性がなくて、目に見えないということはあるのですけれども、我々としてはできるだけことはやってきたいと思っております。

それから、やはり一番の裾野は看護を志していただく方、それから、県内の養成施設等を卒業されて、できるだけ県内に定着していただくというようなことも大事かなと思っておりますので、養成施設にいる方を県内の各病院にバスでいろいろ訪問していただいて、その病院の状況を理解していただくとか、あるいは修学資金を使って県内に定着していただく場合には返済がなくなるような仕組みをつくるとか、そういった形で、地道に取り組んでいきたいと考えてございます。

それから、心のケアの問題で、確かに保健師さんあるいは専門家の方の数が増えなくて、十分な訪問活動ができないということが現実にはございます。できれば、各市町村さんとも連携して、養育訪問とかそういった形については、子育て支援制度上、市町村の事業ということになっているので、そういった取組を、私どもといたしましては、市町村と一緒にやっていきたいと思っております。そのための人材の養成とかそういったことについては、県としてはできるだけ応援をしていきたいと考えているところでございます。

前澤委員、いかがですか。

中堅というのはとても重要で、新しく養成された人を指導する立場、見守っていく立場、今、10代でいくら社会人になっても、職場に適應できないで折れてしまう方がかなり多いので、中堅の人は、より若い人を見守ってバックアップしていかないといけないのに、いないというのはとても大変なことなので、県外からも中堅、結構、資格者の方は県外に引っ越しが容易だと思うので、募集をして、ぜひ、専門職の方がいわきに来て活躍して住んでいただけたらいいかなと思っております。

それから、養育訪問支援事業は、国のほうできちんと費用を出す、補助することなので、具体的に県の施策で挙げれば、保健事業のほうからもそれにリンクした計画が挙がってきて、より促進するのではないかと考えています。

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

13 ページの健康寿命のところ、教えていただきたいのですが、将来予測がこういう数字で、平成 22 年から平成 25 年にこういう数字になっているというのは、これは予測ということなのか考え方がよくわからないのですが、22 年は震災前、25 年は震災後ということで、例えばこの将来予測に震災が影響しているかどうか、しているのだとすれば、県としてはどういうふうに対応しようとしているのか。いずれにせよ健康寿命ですので医療費にかかわってくることなので、どうい

塩谷会長  
前澤委員

塩谷会長  
加藤委員

<p>塩谷会長 保健福祉部</p>	<p>うふうに県としては取り組んでいこうとしているのか、その辺、健康寿命の予測の仕方というのですか、実数ではないような気もするのですが、その辺も含めて、こちらに事業は書いてありますけれども、震災が関わってきて、しかも男女差があるというのであれば、ワンポイントで対策を打つとかそういうことも考えられてくると思いますので質問いたしました。</p>
	<p>お願いします。 健康寿命については、国全体の人口動態とかを用いて国のほうで示しているところがあるので、今回の分析は私のほうももう少し勉強しないとおこたえできないということがあるのでご容赦いただきたいと思うのですが、ただ、私ども、健康寿命というよりも、ほかの健康指標が相当悪化しているというのは実態として把握してございます。肥満度が上がっているとかですが、そういったものはよくよく現場の声を聞きますと、やはり避難された方が、従来、避難する前はご自分でいろいろ畑仕事するなど体を動かす機会があったものが、仮設住宅に入ってしまったなかなか運動する機会がなくなってしまうので、健康指標が相当悪化しているということは聞いておりますので、そういったことの影響が健康寿命のほうにも出ているのではないかと推測はされるところでございます。</p>
<p>塩谷会長 保健福祉部</p>	<p>これは実績値ですか。予測なのか実績なのか。 たぶん実績値だと思いますが、確認の上、別途回答させていただきたいと思えます。</p>
<p>加藤委員 保健福祉部</p>	<p>この男女差についてはどのように。 これは推測になってしまいますけれども、震災の影響で運動不足とかそういうふうになっている方が、女性の割合のほうに多かったのが多かったので、寿命が悪化しているという可能性はあるかと思えます。なお、これについては専門家の分析についても、私どもも研究させていただきたいと思えます。</p>
<p>加藤委員 塩谷会長</p>	<p>ぜひ分析して対応していただきたいと思えます。 それでは課題ということでよろしく申し上げます。 時間の関係もありますので、もうひとつ先に進ませていただきたいと思えます。それでは、復興計画の重点プロジェクトについて説明をお願いします。</p>
<p>復興・総合計画課長</p>	<p>それでは、23 ページからになりますが、復興計画第3次の重点プロジェクトについてご説明をさせていただきたいと思えます。 昨年度、総合計画審議会の皆様からご了解をいただきまして、12月に復興計画（第3次）を策定しました。第3次計画では新しく3つのプロジェクトを立ち上げておりますので、その3点につきましてご説明させていただきます。 まず、1番の「避難地域等復興加速化プロジェクト」でございまして、こちら柱が2本になってございます。 1つ目といたしましては「安心して暮らせるまちの復興・再生」と、こちらは、最近、6次提言等が出ておりますが、復興拠点の推進事業ということで、避難地域の12市町村が計画している復興拠点づくりを支援してまいります。また、被災事業者の事業再開等の支援といたしまして、12市町村で被災した中小企業者・小規模事業者の事業再開等を集中的に支援するものでございます。また、生活交</p>

通の支援といたしまして、地域公共交通ネットワークの構築のための検討作業に、ただ今、入っているところでございます。また、二次医療の提供体制の確保といたしまして、県立医科大学と連携をいたしまして、「双葉救急医療支援センター」を設置しまして救急等の医療を確保し、帰還住民や作業員の安全・安心の確保を図っているところです。今後につきましても、復興拠点や広域インフラの整備、医療・福祉等の生活サービスの確保、個別訪問等による事業再開支援等に取り組んでいくこととしております。

2本目の柱といたしましては、世界のモデルとなる復興・再生でございまして、こちらはイノベーション・コースト構想といたしまして、ロボットテストフィールド等の施設整備、運営法人等の設立を行ってまいります。また、地元企業等との連携等による実用化開発等の支援を行ってまいります。また、農林水産分野につきましても、イノベーション・プロジェクト推進事業に取り組んでまいります。双葉・南相馬教育復興事業といたしまして、地域の実情を踏まえました特別なカリキュラムを実施し、イノベーション・コースト構想に寄与できる人材を育成してまいります。また、4つ目となりますが、2020東京オリンピック・パラリンピックを見据えまして、Jヴィレッジの復興・再整備に取り組んでまいります。

2つ目のプロジェクトでは、次ページの25ページになりますけれども、「新産業の創造」ということとございます。こちらは再生医療に加えまして、ロボットを新たに復興の第3次計画から加えたところとございます。2番の医療関連産業の集積につきましては、ふくしま医療機器開発支援センターを郡山市に開所する段階まで来ております。また、ロボット関連産業につきましては、災害対応等ロボット、介護支援ロボット、農業分野のロボット開発の支援をしているところとございまして、今後ともロボット関連産業の集積に向けまして、南相馬市・浪江町へ設置が決まっておりますロボットテストフィールドの整備を進めますとともに、災害対応、介護等の導入現場での効果を検証し、研究開発につなげていくとしております。

最後に9番、「風評・風化対策プロジェクト」でございしますが、こちらに5つ項目がございしますが、県産品の販路回復・開拓、2番目としまして観光誘客・教育旅行、3番、正確な情報発信、4番、きずなづくり、5番、東京オリンピック・パラリンピックに取り組んでいるところでございます。今後につきましては、課題のところとございますが、訪日外国人の観光客数が過去最高を更新する中、本県の観光客は震災前の水準に回復していない課題がございまして、これに対しまして海外プロモーションなどの情報発信とともに、受入体制の整備や広域連携の強化、DMOを中心とした戦略的な誘客促進を行ってまいります。また、課題の2つ目としましては、本県産品の安全性につきましては、さまざまな機会を通じまして、食の安全確保に向けた取組の発信、食と放射能に関する正しい知識の普及・啓発を継続的に進めてまいります。

以上、復興計画の取組の概要についてご説明をさせていただきました。

ありがとうございました。

それでは、こちらの重点プロジェクトの特に課題と方向性について、ご意見が

塩谷会長

樋口委員	<p>ありましたらよろしくお願いいいたします。</p> <p>ふくしま子育て支援ネットワークの樋口と申します。</p> <p>25 ページの「新産業創造プロジェクト」のロボット関連産業の集積というところで、創出事業ということで、県内企業・大学の災害対応等ロボットの開発支援、企業の導入補助ということでプロジェクトに入っているのですが、今現在、県内の企業さんとか大学等でここに手を挙げているというか、ぜひ自分のところでやらせてほしいとか、そういった具体的なところでの動きというのは今現在いかがでしょうか。</p>
商工労働部	<p>商工労働部政策監でございます。</p> <p>ロボットの件に関しまして、今、災害対応の事業につきましては、問い合わせは、まだ今は応募中でございますので、問い合わせは数件以上は来ております。</p>
樋口委員	<p>ありがとうございます。ただ、福島にももちろん大学はありますし、私立も、いろいろなところでそういったものを開発したとかというニュースとかを聞いておりますので、ぜひ県でこのロボット産業というところで、福島県が本当に今回の災害を機に世界的なところに出ていけたらいいかなという気もしておりますし、子どもたちにとっても、夢というよりも、それで災害対策に役立てるといので、実績等ができればとても将来につながると思いますので、ぜひ県のほうでも、まずは県内企業・大学さんと、それから当然、国内外も含めて参入していきたいというような形ができればいいなと思っておりますので、今後もぜひ発信をしていただければと思います。</p>
商工労働部 塩谷会長	<p>しっかり取り組んでまいりたいと思います。</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ほかはいかがでしょうか。</p>
瀬田委員	<p>会津六名館の瀬田と申します。2つほどお聞きしたいです。</p> <p>まず、9の「風評・風化対策プロジェクト」のところで、県産品の強化ということがあるのですけれども、やはり強化するためには物流の強化がとても重要かと思えます。大きな都市に関しては、物流は充実していると思うのですけれども、中山間都市になってくると、よい商品をつくったとしても、物流の部分まで余力がなくて、なかなかそこまで展開できないという事実があるように思いますので、その辺の物流に関しての対策等の計画はあるのかどうかということをお尋ねしたいです。</p> <p>それからもうひとつは、その下の4番「若者・女性が活躍する県づくり」という部分で、やはり女性が就職する場合には、地方は士（師）業が多く募集されています。看護師さんとか介護福祉士さんとかという方が多いのですけれども、その募集に対応するためには資格を取らなければいけない。だけど、若いお母さんたちは資格を取る時間がないです、今の子育ては。それから、共働きで働きにも出なければならない、子育てのいろいろこまごまとしたこともしなければいけないのに、なかなか募集に対応できないという現状があるようです。そういった士（師）業の資格を取るための手立てというのを考えないと、やはり計画だけで終わってしまうのかなと、なかなか前には進まないのではないかなということが考</p>

観光交流局	<p>えられます。この2つについてお尋ねします。</p> <p>観光交流局でございます。最初の県産品の物流の件でございます。大きく、県産品の中でも、農林水産物のケースと、それ以外の加工品のケースと、両方が物流に関してはございます。農林水産物に関しまして、いわゆるJAさんの系統の物流はJAさんとして対応されているものでございますが、それ以外のそれぞれの地域でも6次産品とかそういった個別の農産物、それから加工品等に関しましては、特に中山間地域では苦勞されているケースもあるかと思えます。</p> <p>私ども県のほうでは、毎年、こういった中小の事業所さん向けに商談会というものをおこなっております。バイヤーと生産者ということで引き合わせをしておるわけでございますが、最近の傾向としまして、そういった物流の面も視野に入れて、実際に、例えば道の駅など、販売を担当している小売事業所さんも、その商談会に参加をする傾向に、傾向が変わってきております。</p> <p>委員ご指摘のとおり、間を取り持つ物流事業者さんに関しても非常に重要なファクターというふうに思いますので、その商談会の今後の運営の中で今のご視点も反映させていただいて、できるだけ中山間地域の生産者も販路を開拓できるように努めてまいりたいと思えます。ありがとうございます。</p>
塩谷委員 こども未来局	<p>もう1点、女性の資格取得にかかわる支援について。</p> <p>女性の資格の取得に関しましては、まず、ひとり親のお母さん方が資格取得するためにいろいろと費用がかかりますので、その間、生活費を支援するための制度というのをまずひとつ持っております。それから、保育士さんに関しましては、我々としても保育士の確保というのはひとつの課題でございますので、保育所で働きながら資格を取っていただくような制度というものを設けておまして、女性になるべく社会に出て働いていただけるような取組をしております。</p>
塩谷会長 早矢仕委員	<p>瀬田委員、いかがですか。よろしいでしょうか。早矢仕委員、どうぞ。</p> <p>早矢仕と申します。25ページの「中小企業等復興プロジェクト」というところなのですけれども、企業誘致の促進というところで、いわき四倉中核工業団地の整備分譲事業というのがあるのですが、これは、浜通り地区の被災した企業がまた仮設の事務所というか、そういうものをつくって入れるということなのでしょうか。それとも、県外のほうから新しい事業所を呼んで新しい事業に着手するための計画なのでしょうか。そこを教えていただきたいと思えます。</p>
企業局	<p>企業局であります。いわき四倉中核工業団地の整備ですけれども、この工業団地につきましては、浜通りの復興の基盤となるような工業団地の整備を目指して現在工事を進めておまして、被災した企業さんはもちろん、県外からの優良企業の誘致も視野に入れまして、浜通り南部の復興に貢献するために現在造成を進めている団地であります。</p>
早矢仕委員	<p>現在、四倉中核団地には被災している企業の仮設の事務所があります。そうしますと、それを借りている期間というのがきちんと明記されていないようにも思うのですけれども、それは、例えば被災した企業が新しい事務所をつくったとなると、今借りているところを返すようになりますよね。そうすると、そういうところが増えてくれば、そこにもやはり新しい事業所を呼んで。何が言いたいかと</p>

企業局	<p>いうと、今、被災している企業がそこを借りていて、先が明記されていないのです。だから、その辺が、新しい事業所を呼んでくるのもいいですけども、どうなのかなと不安があるのですけれども。</p> <p>企業局であります。いわき四倉中核工業団地につきましては、正確にいきますと1期と2期に分かれております。1期の部分につきましては既に造成が完了しておりますして、いくつか進出している企業さんもありますし、その中のある区画については被災した企業さんの仮設の事業所という形で現在操業をしているところがあります。この部分につきましては、商工労働部のほうが土地を所有しているという形になってございます。企業局としましては、1期に隣接した2期区域の部分の造成工事を現在、進めておりまして、こちらのほうについては主に優良企業の進出、誘致を目指して、現在、造成と誘致活動を進めているという形になります。</p>
塩谷会長 中田委員	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>今後の運用の側面にかかわる話なのかもしれないのですが、それぞれの課題がこのような形で浮上しているということはよくわかります。その上で、それぞれの課題が個々ばらばらにあるわけではなくて、連動していかないと効果的に目的達成ができないというふうなところがあるのですが、例えば、今後、将来の企業の発展、それから、それを担う人材育成の面、もう一方で、学校教育で数理・科学教育の重点化が必要であるとか、それから後継者の育成とかというようなことがそれぞれあるのはわかるのですが、それらをコーディネートしてどうつなぎながら効果的に目的を達成していくのかという観点というのは、それは各自治体が現場で運用して動かすときに発生する課題であって、それは自治体の課題として理解しているというふうな考えるのでしょうか。そういう自治体の課題の中で連動して動かしたほうが効果的だと思うようなことに関しての県全体としての支援とかアドバイスというようなことはどのように整理されているのかということについてご意見をお願いしたいと思います。</p>
塩谷会長	<p>なかなかこれは縦糸と横糸の関係みたいなものが見える形でというのは大変なところですが、事務局のほうからお願いします。</p>
復興・総合計画課長	<p>本日の場合ですと、様々な分野ごとに県としての課題認識を示させていただき、それに対しまして、委員の皆様方から様々なご意見をいただいて、そういった方向性からも課題への対応が必要であると認識しております。</p> <p>そこには共通項というものがあまして、その共通項につきましては、県全体として対応していかなくてはいけないと思いますので、そこは企画調整部が中心となりまして、各部連携のもと、各市町村との関係もございまして、各市町村ともお話し合いをしながら、各共通の認識を持った中で対応をしていくように心がけているところでございますし、これからもそうしていきたいと考えているところでございます。</p>
中田委員	<p>ここに挙げている課題が現実的な意味・価値を持つていくためには、そういう機能というのはとても大事だと思いますので、ぜひ、頑張ってくださいなというふうに期待申し上げます。</p>

塩谷会長

ありがとうございました。

それでは、この議事の1ですが、もうひとつ地域別の施策の評価がありますので、こちらのほうの説明をいただきたいと思います。

復興・総合計画課長

地域別の主要施策、資料の2番になってございます。冒頭、部長のあいさつの中にもございましたが、7月から8月にかけて、委員の皆様方にも県内の各地域に出向いていただきまして地域懇談会を開催させていただきました。その中で出た意見等について整理をしたものでございまして、地域ごとにまとめさせていただきます。

1ページでございまして、時間の都合もございまして簡略にさせていただきますと思います。県北地域では、1ページの③の施策の中で農林水産物の安全・安心の確保に取り組んでおりますが、2ページの地域の主な課題のひとつである「風評払拭と誘客促進」で、県産農産物の消費拡大や観光客の増加のため、理解の促進と信頼回復を進めていく必要があるという課題を認識しており、地域懇談会の中では、その地域にしかないものを磨く必要性や、米の全量全袋検査等の取組をまだまだ知らない人が多いとの意見をいただきました。このような意見を踏まえまして、今後の方向性といたしまして、県内外への魅力発信を通じた広域観光の推進や、安全・安心に係る正確な情報の戦略的な発信を基本的な方向として進めてまいりたいと思います。

こういった形で、振興局ごとに課題と懇談会意見と今後の方向性をセットとして取りまとめておりまして、2～3セットずつ記載をさせていただきます。

県中地域でございまして、4ページになりますけれども、右側下半分でございまして、1番の「地域の再生・活性化」にございまして、担い手・後継者育成や若い世代の人材育成、地域資源を生かした取組の活性化などの課題がございまして、これに関しまして懇談会では、働きながら子育てができる仕組みづくり、地元出身者が活躍したい、働きたいと思えるような地元に着目した取組が必要などの意見をいただいたところでございまして、これを受けまして、若者や子育て世代の定着等を支援するため、働きやすい環境づくり、地域の情報発信等に努めてまいります。

県南地域、6ページでございまして、2番の「交流人口の拡大」にありますように、原子力災害に起因する観光客の減少、定住・二地域居住など、都市農村交流の低迷などの課題がございまして、観光資源や農林水産物のブランド力の強化や情報発信するターゲットの明確化などのご意見を踏まえまして、首都圏に隣接する地理的な優位性を生かし、県外地域と連携した観光誘客、農林水産物の消費拡大に努めてまいります。

会津地域につきましては、8ページでございまして、1番の「風評・風化対策と観光再生」にございまして、観光の再生などの課題がございまして、県外の人だけではなく、地元の人々が地元の魅力を知り観光する取組の必要性や、観光誘客における他県や他市町村との広域連携とのご意見を踏まえまして、会津の人自身が楽しみながら地元の魅力を発信し交流を深める取組、観光誘客に向け

た戦略的な広域連携等を進めてまいります。

南会津地域、10 ページでございますが、2 番の「人口減少対策」でございますように、人口減少を食い止めるための移住希望者への情報発信や受入体制の強化などの課題がございまして、地域をより知ってもらうための情報発信の工夫などのご意見を踏まえまして、地域外に出ていった方のUターンや、新たな移住の促進に向け、生活環境整備と情報発信に努めてまいります。

相双地域につきましては、12 ページでございますが、イノベーション・コースト構想が進められております。1 番でございますが、原子力に依存しない新たな産業の育成などの課題がございまして、県と地元企業が主導的な実施、再生可能エネルギーやロボット産業などへの地元企業の参入などのご意見を踏まえまして、新たな産業分野の具体化の中で、地元企業の参画等を進めてまいります。

最後になりますが、14 ページ、いわき地域でございます。避難地域の方を多く受け入れておりますいわき地域では、3 番でございますように、津波の被災者、原発避難者、地元住民のコミュニティの維持・再構築や健康支援等などの課題があり、被災者の心に寄り添った施策、被災者等に対する支援の格差が混乱を生んだなどのご意見を踏まえまして、長期化する避難生活の局面の変化に対応しながら、津波被災者、原発避難者、地元住民の相互理解・交流促進とコミュニティの維持・再構築に努めてまいります。

説明は以上でございますけれども、ただ今説明した課題の中には、その地域のみならず県内の全地域に共通する課題も含まれておりますから、各振興局における地域の実情を踏まえました対応に加えまして、全県的な対応についても検討してまいりたいということです。

塩谷会長

ありがとうございました。参考資料の4にもありますように、今年の7月から8月にかけて、各方部で開かれた地域懇談会の内容を踏まえて、今後の方向性をまとめたという資料になっています。こちらについてもご意見、皆さんも参加していただいたと思いますけれども、ありましたらよろしく願います。

大泉委員

地域懇談会のまとめは、これが最終の形ということでございますか。

復興・総合計画課長

そうでございます。地域懇談会でいただいたご意見につきましては整理しまして内部的に庁内で共有をさせていただいております。審議会への資料といたしましてはこのような形で最終的に考えているところでございます。

大泉委員

私は、県北のほうに出させていただいたのですけれども、非常に現場でいろいろな活動をなさっている方が、いろいろな知見とかアイデアとか、すごく参考になるお話がこのほかにもあったと思います。フレームに合わせてきれいにまとめられてしましまして、非常に抽象的な文言になって、心に響かないというか、そういう感じが見て取れたものですから、庁内で共有されているということなのですけれども、ぜひ、貴重なご意見、アイデアだったと思いますので、これにとどまらずに生かしていただければと思っています。

以上です。

塩谷会長

確かに以前は意見の概要というか、列挙したものを資料で見たような記憶があるのですが。

復興・総合計画課長	懇談会でいただいた意見につきましては、それぞれの意見書ごとにある程度まとめさせていただきます。分野ごとの整理はまだ十分に進んでおりませんので、主要な意見ということで少しまとめさせていただいて情報共有をさせていただきたいと思います。
塩谷会長	では、よろしくお願いします。 ほかにいかがでしょうか。
瀬田委員	私は南会津と会津の地域懇談会に参加させていただきまして、それぞれ皆さんの意見をお聞きしながら、とても本当に素晴らしいお話が多かったのでメモをさせていただきました。やはり、こうやって見てみると、あんなに現場というか、一番身近な話でとても身につまされるような現状にある話がとても多かったので、ちょっとさっぱりしているのかなという感想がありました。ぜひ、ほかの地域の生の声も、私自身の勉強にもなるので、そういった資料を入れていただきたいと思っております。重なってしまってすみません。
塩谷会長	それでは、事務局にはお手数をかけますけれども、今後、資料として提供していただくということでよろしくお願いします。
久保委員	<p>こういう地域区分からすると仕方がないといわれればそうなのかもしれないですけれども、相馬地域と双葉地域というのが、地域懇談会では別々に開催をしていますけれども、おそらく地域別になると相双地区で一本化されています。そうすると、おそらくここで話をされた内容というのはかなり異なっていることがあったのではないかなと思います。</p> <p>というのは、私としては相馬で参加させていただいたのですけれども、相双地区のものを見ていても、こんな話が出ていたんだっけ、ということがやはりまとめ方としてはなっているところが多いものですから、そうすると、やはり、それぞれの地区で話をされていたことというのはどこに行ってしまったのかなというのが見えなくなってしまうのかなというふうにこの資料を見て思うところがありました。</p>
塩谷会長	<p>実際にお話を現場の方々から伺っていると、ここで計画に基づいていろいろな議論をしていますけれども、その話とは全然違う現場の話がたくさん出てきたというところがあるものですから、ここで既にかなり乖離している状態の部分も見え隠れする中で、こちらがこんなふうにまとめてしまっているのかなと、特に地域課題というところで、せっかく現場の方々にお集まりいただいて意見をいただいていることをもとにしたまとめ方というのもどこかにあるのではないかなというふうに今回特に思ったので重ねさせていただきました。</p> <p>ありがとうございます。おそらく、総合計画のほうは第4章の地域区分ということで相双ということでまとまっていて、ただ、それが復興計画の地域区分との乖離というかずれもあると思うのですけれども、どうでしょう。このあたり違いが見えるようなまとめ方というのはありますでしょうか。</p>
復興・総合計画課長	本日の資料につきましては、地方振興局ごとのまとめ方の資料になってございますので、今ほど地域懇談会の中の各分野ごとに少しまとめた形で資料をご提供させていただきたいという話を申し上げましたが、その中では、双葉地域と相馬

塩谷会長

地域は別々にしてございますので、その区分を提供資料の中で分けていきたいと思ひます。

それで、進行の仕方がよくなくて、予定した時間になってきていますので、この場での意見発表についてはここまでとさせていただきますと思ひます。そして、追加のご意見あるいはご質問でも結構なのですけれども、ありましたら、期日は十分取れないのですが、9月7日の水曜日までに書面の形で出していただきたいと思ひています。回答方法については事務局のほうからeメール等でご連絡をさせていただきますと思ひますので、ぜひ、また何か追加のご意見等を出していただければと思ひます。

それから、今日出していただいたご意見、それから、7日までに出していただく追加の意見を踏まえて、意見書を取りまとめて、10月には知事に具申をするという予定です。意見書の取りまとめですけれども、まず、事務局と私のほうで原案をつくりまして、後日、皆さんにお送りして、さらにそれを見ていただきます。文案が“それでよいのか”ということについても見ていただきたいと思ひますので、その素案については私のほうに一任していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、議事の2です。「福島県総合計画審議会運営規程の改正について」、事務局から説明をお願いします。

土地・水調整課長

土地・水調整課長、小池と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の総合計画審議会でございますけれども、審議会運営規程の改正についてご説明させていただきますと思ひます。

この総合計画審議会、全体のところでも今までご審議いただいたのは従来の総合政策審議会という部分で、これから私がご説明するのは国土利用計画審議会になるものでご了解いただきたいと思ひます。

それでは、今お配りしたまとまった資料とは別に、1枚だけ二重丸で別紙資料というものをお配りしてありますけれども、それと参考資料5の1ページというところで見ていただきたいと思ひます。

この総合計画審議会におきましては、土地利用基本計画の変更、土地利用のあり方の是非というものが諮問されるということになりますけれども、その土地利用基本計画は、国土利用計画の第9条ということで、その土地利用基本計画を定めることとなっております。

その中身を簡単に申し上げますと、この別紙資料というところがございます一番下の右側でございますが、5地域というものでございます。この別紙資料の下の右側、真ん中ほどに5つで分けられております。都市地域、農業地域、森林、自然公園、自然保全ということで、都市につきましてはこういった市街化区域、市街化調整区域、農業地域につきましては田んぼとか畑、森林につきましてはまさしく山の森林という形で、公園につきましては国立公園、県立公園、自然保全地域といいますのは、簡単にいいますと、例えば白神山地とか屋久島とか、ブナの原生林があるような手つかずの自然を守っていくというようなもので、県内にも47カ所ございますが、これについてはほとんど計画の変更のところ挙がっ

てくるものではございません。こうした5つの地域があると。これの土地利用のあり方ということでございます。

参考資料の5-1ページを見ていただきますと、森林地域の縮小という計画変更ということですが、この四角で囲んだところを見ていただきますと、流れでございます。一番初めの左上からですが、森林の地域を所有している方が何らかの目的で何らかの開発計画を考えているというような場合に、これを森林法に基づきまして知事のほうに許可申請を上げるということで、そうしますと県知事といましては、四角の下の米印1にございますけれども、この許可制度の中で4つの基準、クリアすべき条件がございます。災害防止、水害防止、水資源の確保、環境保全、これは景観等でございますが、こうした要件が満たされておれば知事は許可しなければならないということになっております。そういったことで許可申請者は許可を受けて、まず森林を伐採すると。そして土地の造成とか、必要な、例えば調整池、残置森林などの措置を講じまして開発行為が完了すると。それを県側のほうでしっかりと条件がクリアされているかを確認してから、それがこちらのほうの審議会に諮問されるということになります。

それで、前後して申し訳ありませんが、一般的には、例えば先ほど都市地域と申し上げましたけれども、都市地域と隣接する農業地域というものがあったといたしますと、ある開発者の農業地域のところに、都市地域の隣接拡大ということで何らかの商業施設を建設したいという考えがありましても、農業地域になりますので商業施設の建設はできないということで、その地域を、先ほど五地域と申し上げましたが、農業地域から都市地域に変更しなければならない。その際にこの審議会に諮問をして意見を聞くというようなことになってございます。通常であればこういう流れになると。

先に説明いたしました但、森林地域の縮小につきましては、この県の審議会にかける時点ではもう開発行為が終了しているという特異性があるというようなことでございます。

そこで、前回の審議会におきまして、森林地域の縮小に係る案件について、森林審議会における審議が終了いたしまして、現地開発の許可及び開発の完了後に当審議会に審議されるという、いわゆる後追いの審議になっており、議論の余地が少なかったということで、従来の諮問の答申案件から、会長専決の事後報告案件に変更することを提案申し上げましてご承認をいただいたということでございます。

森林地域の縮小に係る手続きの変更を行うには、総合計画審議会の運営規程の改正が必要となりますので、今回、この審議会の運営規程の改正という議題を上げさせていただいたところでございます。

ちなみに、この運営規程といいますのは、国土利用計画の38条審議会の運営に、必要な事項は条例で定めとなっておりますが、その福島県の条例の中では、運営に必要な事項は会長が審議会に諮って定めとなっておりますので、今回このように提案させていただいているということでございます。

次に、その議題の中身ということでございますが、今回の審議に至った経緯、

改正理由ということで、資料3の1ページをご覧いただきたいと思います。

1番目といたしまして、経緯(1)、土地利用基本計画の変更のうち、森林地域の縮小案件については、林地開発の許可が終了し、開発の完了後の変更であり、総合計画審議会における議論の余地が少なかった。(2)番、参考資料5の3ページになりますけれども、こちらのほうに平成25年3月22日付け国交省の総合計画課長通知というものがございまして、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画による国土利用計画の運用指針」というものが示されまして、その中で、設計図の変更、計画図の変更に係る件は、土地利用基本計画の変更に係る38条審議会、この審議会でございますが、この運営等については、会議の手続きの簡素化や具体的な工夫の例などを記述いたしまして、各都道府県の判断により弾力的な運営が可能であるという考えが示されております。特に森林地域の縮小案件につきましては、一定の事項についてはこの審議会の意見を聴いたものとして取扱い、事後、この審議会に報告するという、「専決」といいますが、これを行うことが審議会における議論を効率的に行うとう点からみても一考であるというように示されたということです。

そこで、改正の理由及び内容ですが、こうした状況を踏まえまして、総合計画審議会運営の効率化及び迅速化の観点から改善を行う必要があるというふうに考えますので、国土利用計画の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として「専決」、総合計画審議会の意見を聴いたものとして取扱い、事後、この審議会に報告すると、そうした専決ができるように運営規程を別紙新旧対照表のように改正したいということで、資料3の2ページと3ページをご覧いただきますと、こうした運営規程案と新旧対照表がございまして、

具体的には、運営規程の第6条、新規に「議事の特例」を追加いたします。会長の専決と審議会での事後報告が可能となるよう定めております。この条文は国交省の運用指針、先ほど申し上げた運用指針、これを参考に作成させていただいておりますが、「一定の類型に属するものを対象」と表現されている部分が森林地域の縮小に係る案件に該当することになります。

そこで、資料3の4ページをご覧いただきたいと思いますが、ここで、こうした「専決基準について」ということで、福島県総合計画審議会運営規程第6条第1項で定める一定の類型に属するものを対象とした専決は「福島県土地利用基本計画の計画図における森林地域の縮小案件とする」というようなことで明確化したところでございます。

また、本日、森林地域の縮小に関する案件が、会長専決、事後報告案件として採択された後の対応についてご説明させていただきます。

今後、この審議会に森林地区の縮小に関する報告があった場合には、まず、この審議会の事務局が案件の内容を会長に説明することになります。会長がその内容を承認されれば、会長専決により土地利用基本計画を変更の上、直近の審議会において同案件について事後報告をするという流れになります。ただし、会長が内容を承認されないという場合もございまして、専決とならない場合は従来どおりの諮問答申という手続きになり、この審議会でご審議をいただくというよう



土地・水調整課長

参考資料の6の1ページをご覧くださいと思います。

通常、土地利用基本計画を変更するにあたっては、2にございますが、復興特区制度による土地利用基本計画の変更手続きでございますが、この2の(1)にありますとおり、総合計画審議会での諮問答申を経て、国との協議を終えた後に変更を決定となるわけでございますが、復興整備協議会を設立した県内の11市町村、浜通りを中心にございますが、2の(2)にありますとおり、特例といたしまして、東日本大震災復興特別区域法に基づいて変更を行う制度が適用されます。先日、復興整備協議会が開催されまして、復興特区制度による土地利用基本計画の一部変更がありましたのでお知らせするというものでございます。

参考資料6の2ページをご覧くださいと思いますが、今回お知らせする案件は平成28年7月29日に開催された第14回いわき市復興整備協議会で協議され、8月5日にいわき市のホームページで公表されたというものでございます。

変更地域の概要でございますが、この地区は震災以前に都市地域の市街化調整区域と森林地域と農業地域という3つの地域が重複していた地区であったということです。この大震災に伴いまして沿岸地域が津波被災を受けたということで、震災復興土地区画整備事業の対象地となりました。平成26年1月30日に開催された第8回いわき市復興整備協議会において、まず、森林地域の縮小を行いました、現在は都市地域の市街化調整区域と農業地域の二地域が重複しているという状況であります。今回は都市地域の区域区分の変更ということで、当該地区が市街化区域に編入され、用途地域が設定されるということで、この福島県の土地利用基本計画書ということで、市街化区域と農業地域は重複することはできないというふうにされておりますので、その分、農業地域を縮小するというようなことでございます。なお、変更区域図等につきましては資料6のとおりとなっております。

以上でございます。

ありがとうございました。

復興特区制度によって、この審議会での諮問はなしということですので、こういう形で区域変更になったということをお場で報告していただいたということになります。何かご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで本日予定した議題はすべて終了ということになりました。議事の進行にご協力いただきありがとうございました。

——閉 会——

塩谷会長、ありがとうございました。

本日は、長時間にわたりまして誠にありがとうございました。ただ今をもちまして「福島県総合計画審議会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(以 上)

塩谷会長

司 会